

認定手続開始通知書（差出人用）

令和 年 月 日  
開始通知 第 号  
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長） 印

貴殿が差し出した国際郵便物は、関税法第 6 9 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 6 9 条の 3 第 1 項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記

|                               |                 |     |
|-------------------------------|-----------------|-----|
| 1. 郵便物番号                      |                 |     |
| 2. 郵便物の種類                     | 通常、 小包、 特殊、 EMS |     |
| 3. 名宛人（氏名）<br>（住所）            |                 |     |
| 4. 税関検査提示日<br>又は申告年月日         | 令和 年 月 日        |     |
| 5. 疑義貨物                       | 品 名             | 数 量 |
|                               |                 |     |
| 6. 権利者の氏名又は<br>名称及び住所         |                 |     |
| 7. 知的財産の内容                    |                 |     |
| 8. 認定手続を執る理由                  |                 |     |
| 9. 輸出差止申立て                    | 有 無             |     |
| 10. 証拠を提出し、意見を<br>述べることのできる期限 | 令和 年 月 日        |     |

- （注） 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記 10 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。  
（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 6 9 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。）〔注：裏面 2 及び 3 参照〕
2. 上記 9 の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 10 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。なお、上記 10 の期間にかかわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第 4 0 条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記 7 の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第 6 9 条の 7 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して 1 0 執務日（延長があった場合は 2 0 執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記 9 の「輸出差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第 6 9 条の 1 0 第 1 項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。  
[連絡先]： （税関官署名）  
（住所）  
（電話番号）  
（担当者の官職及び氏名）

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 6 9 条の 3 第 5 項の規定により通知されます。
2. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、貴殿の通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
  - (1) 特許権、実用新案権、意匠権、著作権、著作隣接権、育成者権については、業として輸出されるものでないもの
  - (2) 商標権（商標法第 2 5 条及び第 3 7 条第 1 号に該当する場合に限る。）については、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が輸出するものでないもの
  - (注) 上記（1）及び（2）における「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
  - (3) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
  - (4) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
  - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。
  - (2) 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第 5619 号）を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る知的財産の権利者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。
  - (3) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
  - (4) 当該貨物を任意放棄することができます。
5. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。